



お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。

下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

個人浄化槽を 設置されている方へ

浄化槽の維持管理は

大丈夫ですか？

① 法定検査を受けましょう

法定検査には、浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に1回実施する「7条検査」と、毎年1回実施する「11条検査」があります。

この検査は浄化槽が正しく働いているか、きれいな水が流れているかを調べるもので、指定機関へのお申し込みをお願いします。

※「7条検査」「11条検査」は、それぞれ浄化槽法第7条と第11条に規定されている法定検査です。

【検査申込み機関】

公益社団法人

和歌山県水質保全センター

〒640-8003

和歌山市南大工町26(環境会館)

☎073・432・6433

HP <http://wakayama-suiho.or.jp>

② 保守点検を受けましょう

浄化槽は定期的に点検しましょう。保守点検業者は、日高町を営業範囲として、和歌山県に登録されている業者と契約をしましょう。一般家庭の場合は、点検回数は概ね4か月に1回以上(年間3回以上)となります。

③ 清掃をしましょう

清掃は日高町の許可業者と契約して、毎年1回以上実施しましょう。



《ご注意下さい》

浄化槽は適正な維持管理を行わないと水質汚濁や悪臭の原因となるため、浄化槽管理者には法定検査、保守点検、清掃の維持管理を行うよう法律で義務付けられています。

水質の保全および生活環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理に努めましょう。

下水道・浄化槽を 使用中のみなさまへ

下水道(集落排水処理施設)・浄化槽を使用されているご家庭では、以下のことに注意してご使用ください。



台所では、廃油や野菜くず・残飯などを流さないように
しましょう

台所から食用油などを流すと、油が固まって管がつまる原因となり、処理場や浄化槽の処理機能を低下させます。生ゴミなども管がつまる原因となり、悪臭が発生しますので、流さないでください。



水洗トイレには、トイレレットペーパー以外の物は流さないようにしましょう

ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、たばこ、ガムなどは水に溶けないので流さないでください。



洗濯には無リン洗剤を使いましょう

洗濯用洗剤は無リンの洗剤を使用し、洗剤の使いすぎに気を付けましょう。

有リン合成洗剤に含まれる有機リンは、処理場や浄化槽で処理することが難しいため、河川や海を汚す原因になります。



有害物を流さないようにしましょう

ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など、危険物は絶対に流さないでください。揮発性の高い危険物を流すと、爆発を起す原因となります。



お風呂と台所からの排水が流れるマスは定期的な清掃が必要です

台所からの排水には、油分や野菜クズを分離するための分離マスが設置されています。

お風呂からの排水には、固形物や毛髪等の流下を阻止するための目皿付きマスが設置されています。

※目皿付きマスが設置されていないご家庭では、浴室内の排水溝の定期的な清掃をお願いします。

使用料の変更について

転入、転出、出生、死亡等により、ご家族の人数に変更がある場合、使用料の変更手続きが必要になります。また、大学在学や施設入居等、特別な理由により住居を異にしている場合は免除することもできます。



安心の農業経営を！ 農業経営収入保険

農業経営収入保険は、青色申告を行う農業者（個人・法人）を対象に、新たに創設された保険です。自然災害による収量の減少だけでなく、価格の低下による収入の減少など、農業者の経営努力では避けられない、あらゆるリスクに対応できる制度です。保険料率は1.08%（50%の国庫補助後）で、収入保険に加入していれば平均収入の8割以上の収入が確保されます。また、保険金の受け取りがなければ、保険料率は段階的に下がります。

詳しくは、農業共済組合までお問い合わせください。

収入保険に関する
お問い合わせ先

和歌山県農業共済組合 中部支所
〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1696-3
☎0737・63・5121

